

鯖江市税条例改正に対する 議会修正について

「市会案第1号 議案 第15号鯖江市税条例の 一部改正についてに対 する修正案」について

前ページの教育民生委員
会での審査を受けて、教育
民生委員会の委員長と全委
員の連名による修正議案が
議会に提案されました。

修正案の提案理由として
は、保険制度である以上、
加入者の皆様にも、ある程
度の負担をお願いすること
は仕方ないが、国民健康保
険は他の保険と比較して加
入者の多くが高齢者や所得
が低い方であることを考え
ると、原案可決の場合に施
行日までの期間が短く、加
入者への十分な説明をする
時間もないまま大きな負担
を強いることになる。

その為、今回の保険税率
改定が11%という大幅な引
き上げであることを鑑み、
実際の引き上げまで猶予期
間を設け、国民健康保険の

厳しい実情や税率改正の必
要性を十分に市民へ説明、
周知すると共に、生活習慣
病の早期発見や重症化の予
防、レセプト点検の徹底な
ど、医療費の適正化を図り、
一方で負担の公平性の観
点からも、これまで以上に
収納を強化して滞納額を減
少させるなど健全経営への
取組をさらに強化し、市民
の健康を守る取組をはじめ
とする医療費抑制策などを
最大限の努力を十分に行っ
ていただき、その上で市民
に対して負担をお願いする
ことが望ましいと考えるこ
とから、保険料の改定の施
行日を1年間、猶予すべき
である。

このことから、国民健康
保険税の税率の改正につい
て、施行日を『平成29年4
月1日』から『平成30年4
月1日』に変更するという
ものです。

参議院選挙制度の抜本の見直しを求める意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間二院制を採用する我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、昨年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上で、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において抜本的な見直しが規定されていることから、枠組み見直しや面積要件などの議論を進め、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう強く要望する。

平成29年3月24日

福井県鯖江市議会